

仙台市職員共済組合職員採用試験等結果に係る開示事務取扱要領

令和5年9月1日

仙台市職員共済組合

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市職員共済組合就業規則第3条第1項に基づき仙台市職員共済組合（以下「共済組合」という。）が行う職員の採用試験又は採用選考（以下「試験等」という。）の公平性及び信頼性を確保することを目的として、試験等結果の開示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示対象者)

第2条 試験等結果の開示請求を行うことができる者は、試験等の受験者のうち、第一次試験又は第二次試験において不合格となった者とする。

(開示する試験等結果)

第3条 開示の対象とする試験等結果は、次の各号に定める区分に応じ、受験者本人に係る当該各号に定める範囲とする。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 第1次試験 | 第1次試験の各試験の得点及び総合得点並びに順位 |
| (2) 第2次試験 | 第2次試験の各試験の得点及び総合得点並びに順位 |

(請求の方法)

第4条 開示請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、口頭により自ら申し出なければならない。

2 前項の請求には、次に掲げる書類を提示するものとする。

- (1) 受験票
- (2) 開示対象者本人であることの確認に必要な書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、旅券、学生証、その他顔写真付きの身分証明書)

(開示の方法)

第5条 試験等結果の開示は、共済組合事務局において、閲覧により行う。

2 前項の規定に関わらず、開示請求書(様式1)により必要な額の郵便切手を貼付した返信用封筒を併せて添付のうえ郵送による請求を行った場合、試験結果を送付することで開示を行うこととする。

(開示の期間)

第6条 開示請求ができる期間は、第1次試験又は第2次試験の合格発表の日の翌日から起算して1か月間とし、前条第2項に掲げる郵送による請求を行った場合も当該期日到着分とする。

(受験者への周知)

第7条 開示請求に関する周知は、試験案内への記載その他適切な方法により行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年9月1日から実施する。
- 2 採用試験等の個人別成績に係る簡易開示請求に関する要綱(平成25年7月16日)は廃止する。